

観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業者募集要項（簡易プロポーザル方式）

観音寺市（以下「本市」という。）は、市民サービスの向上及び番号案内表示システムの設置等に係る費用の縮減を図るとともに、来庁者への行政情報等の提供を行うため、観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業者（以下「設置事業者」という。）を企画提案により募集する。

1 事業の概要

(1) 事業名

観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業

(2) 目的

- ア 窓口の利用環境の向上
- イ 窓口及び待合ロビーの混雑緩和及び待合時間の快適化
- ウ 来庁者への行政情報や地域情報等の各種情報の提供
- エ 番号案内表示システムの設置及び運用費用の削減

(3) 事業内容

別紙「観音寺市広告付き番号案内表示システム設置事業仕様書」のとおり

(4) 設置状況

設置場所 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所本庁舎1階 市民課、証明書発行センター及びエントランスホール

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分まで

閉庁日 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(5) 設置時期

令和8年9月下旬予定（なお、設置工事等の日程については、市と協議すること。）

(6) 履行期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日までの5年間

2 広告付き番号案内表示システム設置条件等

(1) 使用許可

広告付き番号案内表示システムの設置に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、設置までに行政財産使用許可を得ること。

(2) 使用料等

目的外使用料、電気料及び広告料（広告料を市に納付する場合）を市が個別に発行する納入通知書により納付すること。

ア 目的外使用料

観音寺市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（平成19年観音寺市条例第32号）により算出された使用料

イ 電気料

広告付き番号案内表示システムの電気使用量を測定するメーター（計算法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置し、そのメーターにより算出した使用量に応じた電気料。メーターの設置ができない場合は、市と協議して算出した電気料

ウ 広告料

設置事業者が、広告の募集を行い、広告を放映し、市に納付する広告料

(3) 遵守事項

設置期間中は、次のことを遵守すること。

ア 広告付き番号案内表示システムを設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ モニター等の設置に当たっては、転倒、落下等のないよう安全かつ確実に設置することとし、設置期間中に万一事故等が発生した場合は、設置事業者が責任を持って対応すること。

ウ 破損等については、設置事業者において速やかに対応すること。

エ 機器の搬入時間及び経路並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、市の指示に従うこと。

(4) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を市に対し請求することはできない。

3 応募資格

(1) 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる広告代理店（個人代理店を除く。）であること。

(2) 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理及び事業終了時の撤去までの作業が自社一貫体制であること。

(3) 本市と円滑な運用ができるよう、香川県内に本社又は社員が常駐する支社及び営業所を有し、かつ、概ね1時間程度で観音寺市役所に到着が可能であること。

(4) 故障、事故、災害等、緊急時の対応として24時間365日対応可能なコールセンター等を設けていること。

(5) 過去3年度（令和5年度から令和7年度まで）において地方公共団体等と同様事業の契約を締結した実績があること。

(6) 放映する広告について、観音寺市広告掲載要綱（平成19年観音寺市告示第97号）を

遵守するものとする。

4 資格制限

次の要件を全て満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明の日から契約締結日まで、自治体等から指名停止又は指名回避等の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法（平成11年法律第225号）による更生又は再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 次に掲げる団体等でないこと。
 - ア 政治上の主義を推進し、支持し若しくはこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職という。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）又は公職にあたる者若しくは政党を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的としている団体
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的としている団体
- (5) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

5 応募申込手続

(1) 応募申込手続等スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------|
| ア 募集開始 | 令和8年6月22日（月） |
| イ 質問書の受付期限 | 令和8年6月26日（金） 午後5時 |
| ウ 質問書に対する回答 | 令和8年7月1日（水） |
| エ 現地説明会 | 行わない。 |
| オ 応募書類の提出期限 | 令和8年7月15日（水） 午後5時必着 |
| カ 設置予定事業者の選定 | 令和8年7月22日（水） |
| キ 選定結果通知 | 令和8年7月24日（金）頃 郵送予定 |
| ク 設置事業による事業開始 | 令和8年10月1日（木） |

(2) 質問及び回答

公募に関する質問及び回答方法については、次のとおり行うものとする。

ア 提出先

観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市市民部市民課

E-mail shimin@city.kanonji.lg.jp

F A X 0875-23-3959

イ 提出方法

プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第5号)により、市民部市民課に電子メールまたはFAXで提出すること。提出した場合は、提出した旨を電話により必ず連絡すること。

ウ 回答方法

質問者全員に電子メールで回答する。

エ その他

質問に対する回答は、本募集要項、仕様書等を補完するものとする。

(3) 応募書類

応募時には、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 参加資格に係る誓約書(様式第2号)

ウ 取扱実績調書(様式第3号)

※地方公共団体において、広告付き番号案内表示システム設置事業に類似したもの

エ 広告料提示書(様式第4号)

オ 設置計画書(様式は任意とするが、用紙サイズはA4サイズとする。)

主として次の事項を記載すること。

- ・システム機器の構造、仕様等
- ・配置図及び設置イメージ
- ・番号案内表示システムの概要
- ・行政情報及び広告放映モニターの概要
- ・広告放映モニターの概要 ※設置する場合
- ・行事案内表示モニターの概要 ※設置する場合
- ・電源の管理方法、設置機器の電力使用量(ワット数)等
- ・保守管理及び緊急時の対応に関すること。
- ・安全対策に関すること。
- ・広告募集の方法等に関すること。
- ・準備作業を含む業務全体のスケジュール
- ・収支計画
- ・その他市民サービスの向上が見込める機能、設備等の提案等

カ 会社概要(パンフレット等)

キ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

ク 納税証明書

- ・国税については直近のもので未納がないことを証するもの。
- ・主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村税について直近のもので

未納がないことを証するもの。

ケ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれに類するもの(直近の事業年度分)

コ 印鑑証明書

※キ、ク及びコについては、申請日前3か月以内に発行されたもの(写し可)

(4) 応募書類提出場所

観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市市民部市民課

(5) 応募書類提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)なお、郵送の場合は、未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず市は責任を負わない。

(6) 応募書類提出部数

正・副各1部

6 設置事業者の選定方法

設置予定事業者の選定は、別記1、2の基準に従い、提出された応募書類を総合的に審査し、決定する。なお、同じ審査点数が2者以上ある場合は、後日、当該事業者に通知を行い、くじにより設置予定事業者を決定する。

7 選定結果の通知等

選定結果については、応募者全員に、令和8年7月24日(金)までに文書を発送する。

また、ホームページに設置予定事業者の名称等を掲載する。

審査結果に関する問い合わせ等は一切応じることはできない。

8 事業者選定に伴う条件

選定に際して次の条件を付す場合があるため、了承の上、応募すること。

(1) 設置事業者の提案内容の具体化(外観色、字体等)にあたっては、市との事前協議の上、必要に応じて提案内容を修正する。

(2) 審査終了後、提出された書類等については、観音寺市情報公開条例(平成25年観音寺市条例第2号)の規定により取り扱うこととし、応募した場合は、これについて了承したものとみなす。

9 設置事業者の許可の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、設置事業者としての許可の取り消しを行う。

(1) 設置事業者が指定する期日までに許可の手續に応じなかったとき。

(2) 使用財産を市が公用又は公共用に供するために必要とするとき。

(3) 設置事業者が許可の条件に違反したとき。

(4) 設置事業者が応募の資格を失ったとき。

10 その他留意事項

- (1) 応募書類の提出、設置計画書及び使用許可の手續に要する費用については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募書類提出後の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。

11 問い合わせ先

〒768-8601 観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所市民部市民課

電話：0875-23-3924 FAX：0875-23-3959 E-mail：shimin@city.kanonji.lg.jp